

保険診療と個別指導（歯科）

第5回

医学管理等

厚生労働省東北厚生局

2022年11月22日

ひと、くらし、みらいのために



医学管理等

医学管理等

処置や投薬等の物理的な技術料と異なり、歯科医師による患者指導や歯科医学的管理そのものを評価する診療報酬項目であり、いわば「目に見えない技術料」である。

算定上の留意点

- 診療録への記載や関係書類の診療録への添付が算定根拠となることから、指導内容、治療計画等診療録に**記載すべき事項、添付する書類が定められている**。記載事項は画一的なものではなく、患者の状態に応じた**個別具体的な記載**とする。
- 算定**回数に制限**があり、他の指導料との関連で算定できない場合もある。
- 情報提供**文書の交付**が必要な場合もある。

医学管理等

医学管理等

処置や投薬等の物理的な技術料と異なり、歯科医師による患者指導や歯科医学的管理そのものを評価する診療報酬項目であり、いわば「目に見えない技術料」である。

医学管理等（例）

- 歯科疾患管理料
- 小児口腔機能管理料
- 口腔機能管理料
- 周術期等口腔機能管理計画策定料
- 周術期等口腔機能管理料
- 歯科衛生実地指導料
- 歯周病患者画像活用指導料
- 歯科治療時医療管理料
- 診療情報提供料
- 診療情報連携共有料
- 薬剤情報提供料
- 新製有床義歯管理料

医学管理等：歯科疾患管理料

歯科疾患管理料

継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者に対して口腔を一単位としてとらえ、患者との協働により行う口腔管理に加えて、病状が改善した歯科疾患等の再発防止及び重症化予防を評価したもの。

1. 管理計画作成時、又は変更時

- 患者等の同意を得た上で**管理計画作成**し、その内容について**説明した**場合に算定する。
診療録には説明した**内容の要点を記載**する。
- 患者の**歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な事項**等を記載する。
 - 患者の基本状況
全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等
 - 口腔の状態
歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態
 - 必要に応じて実施した検査結果等の要点
 - 治療方針の概要 等

最低限記載すべき項目は事前にチェックリストで準備しておくのが漏れがなくて良い。
+必要に応じ、それ以外の内容も加える。

医学管理等：歯科疾患管理料

歯科疾患管理料

継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者に対して口腔を一単位としてとらえ、患者との協働により行う口腔管理に加えて、病状が改善した歯科疾患等の再発防止及び重症化予防を評価したもの。

2. 初診時に歯周病の急性症状がある場合

- 初診時に歯周病の急性症状がある患者であって、歯周病検査の実施が困難である場合は、急性症状寛解後の歯科疾患管理料算定時まで実施する。なお、急性症状が寛解せずに歯周病検査が実施できない場合は、症状の要点を診療録に記載する。

3. 継続管理の場合（再診時）

- 患者等に対して、管理計画に基づく継続的な口腔管理等を行った場合に算定し、診療録にその要点を記載する。（算定した月は管理を行った日を含め1回以上）
- 管理計画に変更があった場合は、変更の内容を診療録に記載する。

医学管理等：歯科疾患管理料の加算

歯科疾患管理料

継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者に対して口腔を一単位としてとらえ、患者との協働により行う口腔管理に加えて、病状が改善した歯科疾患等の再発防止及び重症化予防を評価したもの。

4. 文書提供加算

- 管理計画に基づき、患者等に対し、歯科疾患の**管理に係る内容を文書により提供**した場合に算定する。
- 患者等に提供した**文書の写しを診療録に添付**し、その文書の内容以外に**療養上必要な管理事項**がある場合は、その**要点を診療録に記載**する。

5. 長期管理加算

- 歯科疾患の**重症化予防**に資する**長期にわたる継続的な口腔管理等**を評価したものをいう。当該加算を初めて算定する場合にあつては、当該患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえ、今後の口腔管理に当たって特に**留意すべき事項を患者等に説明**し、**診療録**には、説明した**内容の要点を記載**する。

医学管理等：歯科疾患管理料の加算

歯科疾患管理料

継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者に対して口腔を一単位としてとらえ、患者との協働により行う口腔管理に加えて、病状が改善した歯科疾患等の再発防止及び重症化予防を評価したもの。

6. エナメル質初期う蝕管理加算

- **かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所**の歯科医師が行う、**エナメル質に限局**した表面が粗造な白濁等の**脱灰病変**の治癒又は重症化予防を目的として実施する**指導管理等**を評価するものをいう。
- 患者の同意を得て管理等の**内容について説明**を行った上で、エナメル質初期う蝕に対して、**フッ化物歯面塗布及びカラー写真撮影**を行った場合に算定する。

医学管理等：口腔機能管理料

口腔機能管理料

50歳以上の歯の喪失や加齢、これら以外の全身的な疾患等により口腔機能の低下を認める患者に対して口腔機能の回復又は維持・向上を目的として行う医学管理を評価したもの。

算定要件

- 患者等の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく**管理計画を作成**し、療養上必要な**指導を行った**場合に、月1回に限り算定する。
- 口腔機能低下症と診断されている患者のうち、**咀嚼機能低下、咬合力低下又は低舌圧**のいずれかに該当するもの（それぞれ検査が必要）に対して、**継続的な指導及び管理**を実施する。
- 管理計画に係る情報を患者等に**文書により提供**し、提供した**文書の写しを診療録に添付**する。
- **指導・管理内容は診療録に記載**する、又は指導・管理に係る**記録を文書により作成**している場合は、その**記録若しくは写しを診療録に添付**する。

医学管理等：周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）

周術期等口腔機能管理料

患者の口腔衛生状態や口腔内の状態等の把握、手術に係る主病及びその治療に関連する口腔機能の変化に伴う日常的な指導等を評価したもの。

算定要件

- 周術期等口腔機能管理計画策定料に規定する**管理計画書に基づき**、歯科医師による周術期等における**口腔機能管理**を行った場合に算定する。
- 口腔機能管理を実施した場合は、①口腔内の状態の評価、②具体的な実施内容や指導内容、③その他必要な内容を記載した**管理報告書を作成し、患者に提供する**。当該**管理報告書の内容又はその写しを診療録に記載又は添付する**。
- 周術期等の口腔機能の管理を行うにあたっては、
 - 一連の管理中においては患者の主治の医師と連携し、また、入院中においては主治の医師や看護師と情報共有に努める。
 - 定期的に周術期等の口腔機能の管理に関する講習会や研修会等に参加し、必要な知識の習得に努める。

医学管理等：周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）

周術期等口腔機能管理料

患者の口腔衛生状態や口腔内の状態等の把握、手術に係る主病及びその治療に関連する口腔機能の変化に伴う日常的な指導等を評価したものの。

区分

| | | 手術を行った（又は予定する）保険医療機関 | |
|-------|-----|---|---|
| | | 同一の保険医療機関（病院） | 他の保険医療機関（病院） |
| 患者の状況 | 入院外 | 周術期等口腔機能管理料（Ⅰ） ※同一の医科歯科併設病院で外来又は在宅で治療中の患者 ※同一の歯科病院で外来又は在宅で治療中の患者 | 周術期等口腔機能管理料（Ⅰ） ※他の病院で外来又は在宅で治療中の患者 |
| | 入院中 | 周術期等口腔機能管理料（Ⅱ） ※同一の医科歯科併設病院に入院中の患者 ※同一の歯科病院に入院中の患者 | 周術期等口腔機能管理料（Ⅰ） ※他の医科病院に入院中の患者に対して、歯科訪問診療に併せて管理を行う場合 |

医学管理等：周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）

周術期等口腔機能管理料

患者の口腔衛生状態や口腔内の状態等の把握、手術に係る主病及びその治療に関連する口腔機能の変化に伴う日常的な指導等を評価したもの。

算定要件

- 周術期等口腔機能管理計画策定料に規定する**管理計画書に基づき、がん等に係る放射線治療若しくは化学療法を実施している患者**（予定している患者を含む。）又は**緩和ケアの対象となる患者**に対して、歯科医師による必要な**口腔機能管理を行った**場合に算定する。
- 口腔機能管理を実施した場合は、①口腔内の状態の評価、②具体的な実施内容や指導内容、③その他必要な内容を記載した**管理報告書を作成し、患者に提供する**。当該**管理報告書の内容又はその写しを診療録に記載又は添付する**。

医学管理等：歯科衛生実地指導料 1

歯科衛生実地指導料 1：月 1 回に限り算定

算定要件

- 歯科疾患に罹患している患者であって、歯科衛生士による実地指導が必要なものに対して、主治の歯科医師の指示を受けた**歯科衛生士**が、歯及び歯肉等口腔状況の説明及びイ又は口の必要な事項について**15分以上実施した**場合に算定する。なお、う蝕又は歯周病に罹患している患者については必ずイを実施するのもであること。
 - イ プラークチャートを用いた**プラークの付着状況の指摘**及び患者自身によるブラッシングを観察した上での**プラークの除去方法の指導**
 - ロ その他、患者の状態に応じて必要な事項
- 指導内容に係る情報を**文書により提供**する。文書には口腔衛生状態、指導の実施時刻、保険医療機関名、主治の歯科医師の氏名及び当該指導を行った歯科衛生士の氏名を記載する。
- 主治の歯科医師は歯科衛生士に患者の療養上必要な指示を十分に行うとともに、歯科衛生士に行った**指示内容等の要点を診療録に記載**する。
- 指導を行った歯科衛生士は、主治の歯科医師に報告するとともに**患者に提供した文書の写しを提出し、業務に関する記録を作成**する。

医学管理等：指導における頻出指摘事項

頻出指摘事項

東北6県の歯科医療機関において共通して認められる要改善事項

歯科疾患管理料

- 1回目の管理計画において、患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な**基本状況**（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）、**口腔の状態**（歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等）、必要に応じて実施した**検査結果等の要点、治療方針の概要**等、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報を**診療録に記載していない**。
- 1回目の管理計画において診療録に記載すべき次の内容について、**画一的に記載している又は記載の不十分な例**が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - 基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）
 - 口腔の状態（歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等）
 - 治療方針の概要等
- 歯科疾患管理料を算定した月に診療録に記載すべき「**管理に係る要点**」内容について、**画一的に記載している又は記載の不十分な例**が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

医学管理等：指導における頻出指摘事項

頻出指摘事項

東北6県の歯科医療機関において共通して認められる要改善事項

歯科衛生実地指導料

- 算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料 1 を算定している次の例が認められたので改めること。
 - 歯科衛生士に行った**指示内容等の要点を診療録に記載していない。**

情報提供文書

- 情報提供文書に記載すべき次の内容について、**画一的に記載している又は記載の不十分な例**が認められたので、適切に記載すること。
 - 具体的な実施内容や指導内容（周術期等口腔機能管理料）
 - 指導等の内容・指導の実施時刻（歯科衛生士実地指導料）
 - 指導内容等の要点（新製有床義歯管理料）